

カスタマーハラスメント対策に関する解説動画を作成しました。

県では、安心して働くことができる職場環境の整備を目的として、近年社会的な課題となっているカスタマーハラスメントへの対応について理解を深めていただくため、新潟県社会保険労務士会との連携により、解説動画を作成しました。

本動画では、厚生労働省が作成した「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を踏まえ、基本方針の明確化や従業員への周知、相談対応体制の整備など、企業が取り組むべきカスタマーハラスメント対策について、社会保険労務士が分かりやすく解説しています。

動画は、県公式 YouTube チャンネルにて配信していますので、ぜひご視聴ください。

【カスタマーハラスメントとは】

顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの。

(厚生労働省「カスタマーハラスメント対策 企業マニュアル」より)

1 動画概要

- ・タイトル：安心できる職場環境のために
～事業所におけるカスタマーハラスメント対策について～
- ・内容：カスタマーハラスメントの基礎知識、企業が講じるべき対策
- ・講師：新潟働き方改革推進支援センター
派遣型専門家 社会保険労務士 玉木 尚子 様
- ・視聴対象：県内企業の経営者、人事労務担当者 等
- ・時間：約 14 分

2 公開先 URL

<新潟県公式 YouTube チャンネル>

<https://www.youtube.com/watch?v=0hNvPdKKxRg>



3 その他

(1) カスタマーハラスメント関係資料について

県公式ホームページにおいて、カスタマーハラスメントの概要や関係資料等を掲載しています。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigototeijyu/kasuhara-houdou.html>

(2) 新潟県社会保険労務士会との包括連携協定について

県は、誰もが活躍できる働きやすい職場環境づくりを推進するため、令和2年度に新潟県社会保険労務士会と包括連携協定を締結しました。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigototeijyu/kyotei-sr.html>

本件についての問い合わせ先
しごと定住促進課 働き方改革推進室 生田
(直通) 025-280-5260 (内線) 2812